

名取市建設関連業務に係る最低制限価格制度実施要綱

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

名取市告示第 1 7 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設関連業務に関し一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）により契約を締結しようとする場合における、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項（同令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の設定及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「建設関連業務」とは、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

(対象契約)

第 3 条 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計価格が 5 0 0 万円以上の建設関連業務に係る契約を締結しようとする場合について適用する。

(最低制限価格の算出方法)

第 4 条 最低制限価格は、別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった同表 1 から 4 までに掲げる額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）の合計額とする。ただし、その額が同表 5 に掲げる額を超える場合にあっては同表 5 に掲げる額とし、同表 6 に掲げる額に満たない場合にあっては同表 6 に掲げる額とする。

(入札参加者への周知)

第 5 条 最低制限価格を設けた入札を行う場合においては、名取市契約規則（平成 2 0 年名取市規則第 1 2 号。以下「規則」という。）第 4 条に規定する一般競争入札の公告を実施する場合にあっては当該公告に、規則第 2 1 条第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知を実施する場合にあって

は当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の名取市建設関連業務に係る最低制限価格制度実施要綱の規定は、施行日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

業種区分	1	2	3	4	5	6
測量業務	直接測量 費の額	測量調査 費の額	諸経費× 0.50	—	予定価格 ×0.82	予定価格× 0.6
建築関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	特別経費 の額	技術料等 経費×0.6	諸経費× 0.6	予定価格 ×0.81	予定価格× 0.6
土木関係 建設コン サルタン ト業務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価×0.9	一般管理 費等×0.50	予定価格 ×0.81	予定価格× 0.6
地質調査 業務	直接調査 費の額	間接調査 費×0.9	解析等調 査業務費 ×0.8	諸経費× 0.50	予定価格 ×0.85	予定価格× 2/3

補償関係 コンサル タント業 務	直接人件 費の額	直接経費 の額	その他原 価×0.9	一般管理 費等×0.50	予定価格 ×0.81	予定価格× 0.6
---------------------------	-------------	------------	---------------	-----------------	---------------	--------------